### 第41号議案

中間市職員定数条例等の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

(中間市職員定数条例の一部改正)

第1条 中間市職員定数条例(昭和31年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。 第1条中「部局に」の次に「常時」を加える。

第2条第1項中「次に掲げる」を「次の表の」に改める。

(中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年中間市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する」を削り、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第号)第12条に規定する報酬を除く。))」を加え、「、給与から」を削る。

(中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年中間市条例第41号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」に改め、同条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改める。

第9条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に 改め、同条第5号中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改める。

(中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)の一部 を次のように改正する。

第19条の見出しを「(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定

する会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

(中間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 中間市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中間市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第7条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第22号中「準ずる者」の次に「(専門的な知識経験又は識見を有する者であって、 当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者 に限る。)」を加え、同条中第58号を第59号とし、第23号から第57号までを1号ずつ繰り 下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人

第6条中「第58号」を「第59号」に改める。

選挙長

選举立

開票立

会人

第8条中「支給」を「、支給」に改める。

別表第2中

開票管理者 投票 理者 投票 要 で 理者 に 要 で 要 で で 理者 に 要 で で 理者 に かった で 要 で で 理者 に し かった で で 理者 に し かった で で 更 で で 更 者 に で かった で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に で で で 更 者 に い かった い かっ

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「法」という。)第14条に定められた額とし、同条第1項中「1日につき」とあるのは「1回の選挙につき」と読み替えるものとする。なお、投票立会人が1回の選挙の途中で交代するときは、法第14条に定められた額を、それぞれの投票立会人が従事した時間に応じて計算して得た額とする。

を

会人	
投票所の投票	
期日前	
投票所 の投票 立会人	
その他	予算に定められた額

臨時又は非常勤の顧問、参与、調 查員、嘱託員及びこれらに準ずる もの(専門的な知識経験又は識見 を有する者であって、当該知識経 験又は識見に基づき、助言、調 査、診断その他総務省令で定める 事務を行う者に限る。) 予算に定められた額

選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、選挙立会人、開票立会人、 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号。以下「法」という。)第14条に定められた額とする。ただし、職務に照らし当該職務を終了すべき時刻が不確定である者にあっては、法第14条第1項中「1日につき」とあるのは「1回につき」とする。
- 2 職務の途中で交代する場合その他従事すべき時間に比し短時間の従事にとどまる場合は、法第14条に定められた額を、それぞれの従事した時間に応じて計算して得た額とする。
- 3 複数の種類の選挙が重複する時期に執行される場合であって、同一の場所で同一の職務に従事するときは、これらの選挙については、一の種類の選挙とみなす。

に

改める。

(中間市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 中間市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第4条第4項中「すべての」を「全ての」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第5項中「嘱託職員、非常勤職員及び」及び「及び報酬」を削る。

(中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年中間市条例 第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1項中「必要な」を「、必要な」に改め、同条第3項中「かかげる」を「規定する」に改める。

第4条中「中間市一般職職員の給与に関する条例」を「、中間市一般職職員の給与に関する条例」に改め、「中間市職員の給与等に関する規則(昭和34年中間市規則第13号)並びに」を削り、「を準用する」を「の例による」に改める。

第6条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

- 第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、企業職員であって法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるもの(以下「会計年度任用職員」という。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
- 2 会計年度任用職員の給与の種類、給与の減額、休職者の給与、育児休業の許可を受けた職員の給与その他この条例に定めのあるもののほか必要な事項は、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第 号)及び中間市職員の育児休業等に関する条例の例による。

第7条中「地方公務員法」を「法」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

# (第1条関係)

# 中間市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前		
(職員の定義)	(職員の定義)		
第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、消防本部、市立病院、水道事業企業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に <u>常時</u> 勤務する一般職に属する職員(臨時的任用の者を除く。)をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、消防本部、市立病院、水道事業企業、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局に勤務する一般職に属する職員(臨時的任用の者を除く。)をいう。		
(定数)	(定数)		
第2条 職員の定数は、 <u>次の表の</u> とおりとする。	第2条 職員の定数は、 <u>次に掲げる</u> とおりとする。		
(略) 2 (略)	(略) 2 (略)		

## (第2条関係)

# 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前		
(報告事項)	(報告事項)		
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が		
報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及	報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及		
び非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1	び非常勤職員( <u>法第28条の5第1項に規定する</u> 短時間勤務の職を占		
<u>項第2号に掲げる職員</u> を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に	める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項と		
掲げる事項とする。	する。		
(1)~(11) (略)	(1)~(11) (略)		

## (第3条関係)

## 中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(休職の効果)	(休職の効果)
第3条 (略)	第3条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項	
の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とある	
のは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定	
める任期の範囲内」とする。	

# (第4条関係)

# 中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前		
(減給の効果)	(減給の効果)		
第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額(法第22条の	第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料及びこれに対する勤		
2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(中間市会計年	務地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずる		
度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例	ものとする。		
第一号)第12条に規定する報酬を除く。))及びこれに対する勤務			
地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。			

(職員の派遣)

改正後

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該 団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に 定める職員を除く。)を派遣することができる。

(1) • (2) (略)

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 第2条第1項第3号の法人を定める政令 (平成12年政令第523号) に定める法人で、規則で定めるもの

(4) (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条</u>に規定する<u>条件</u>付採用になっている職員

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは中間市職員の分限に 関する手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第10号) 第2条の2に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第29 条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされてい る職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定め に基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 (略)

第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該 団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に 定める職員を除く。)を派遣することができる。

改正前

 $(1) \cdot (2)$  (略)

(3) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第</u> <u>二条第一項第二号の法人を定める政令</u>(平成12年政令第523号)に 定める法人で、規則で定めるもの

(4) (略)

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1) \cdot (2)$  (略)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第1項</u>に規定する条件附採用になっている職員

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは中間市職員の分限に 関する手続及び効果に関する条例(昭和26年中間市条例第10号) 第2条の2に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第29 条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員 その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づ き職務に専念する義務を免除されている職員

3 (略)

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) • (2) (略)

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは中間市職員の分限に 関する手続及び効果に関する条例第2条の2に規定する事由に該 当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>いずれかに掲げ</u> <u>る</u>事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規 定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を 免除されている職員 (法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) • (2) (略)

(3) 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員

(4) (略)

(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは中間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第2条の2に規定する事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の一に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

## 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前		
(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)	(非常勤職員の勤務時間、休暇等)		
第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、		
及び同法第22条の3の規定により臨時的に任用された職員の勤務時	休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その		
間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、	職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定		
その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者	める。		
が定める。			

### 中間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

### 第6条 (略)

2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を している職員 (地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度 任用職員を除く。) のうち、基準日以前6月以内の期間において勤 務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給す る。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復職した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第6条 (略)

2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を している職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した 期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

改正前

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復職した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

### 中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後 改正前 (目的) (目的) 第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」 第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」 という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。 という。) の受ける給与等について定めることを目的とする。 (1)~(21) (略) (1)~(21) (略) (22) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに (22) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに 準ずる者(専門的な知識経験又は識見を有する者であって、当該 準ずる者 知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で 定める事務を行う者に限る。) (23) 選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の 投票管理者、選挙立会人、開票立会人、投票所の投票立会人及び 期日前投票所の投票立会人  $(23) \sim (58)$  $(24) \sim (59)$ (略) (略) (非常勤職員の報酬) (非常勤職員の報酬) 第6条 第1条第4号から第59号までに掲げる特別職の職員(以下 第6条 第1条第4号から第58号までに掲げる特別職の職員(以下 「非常勤職員」という。)には、別表第2の区分により報酬を支給 「非常勤職員」という。)には、別表第2の区分により報酬を支給 する。 する。 (重複支給の禁止) (重複支給の禁止) 第8条 常勤の公務員が非常勤職員を兼ねるときは、その非常勤職員 第8条 常勤の公務員が非常勤職員を兼ねるときは、その非常勤職員 として受くべき報酬は、支給しない。 として受くべき報酬は支給しない。

## 別表第2(第6条関係)

БV	報酬			
区分	報酬年額	報酬日額		
(略)				
都市計画審議会委員		4, 200円		
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずるもの(専門的な知識経験又は識見を有する者であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者に限る。)	予算に定められた	<b>三額</b>		
選挙長、開票管理者、投票 所の投票管理者、期日前投 票所の投票管理者、選挙立 会人、開票立会人、投票所 の投票立会人及び期日前投 票所の投票立会人	基準に関する 第179号。以下 14条に定めら し、職務に照 すべき時刻が	選挙等の執行経費の 法律(昭和25年法律 「法」という。)第 れた額とする。ただ らし当該職務を終了 不確定である者にあ 14条第1項中「1日		

別表第2 (第6条関係)

区分		報酬			
		報酬年額 報酬日額			
(略)					
都市計画審議会委員			4, 200円		
	選挙	国会議員の選挙等の執行経費の基 に関する法律(昭和25年法律第1			
	開票管理者	号。以下「法」という。)第14条0 定められた額とし、同条第1項 「1日につき」とあるのは「1回の 選挙につき」と読み替えるものと			
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、 嘱託員及びこれらに 準ずるもの	投所投管者	の途中で交代す に定められた額	立会人が1回の選挙 るときは、法第14条 を、それぞれの投票 た時間に応じて計算 る。		
	期前票の投				

		につき」とある。 2 職務する。 2 職務する。 2 職務する。 2 他後事にといる。 4 によっている。 3 期のは、のる。 4 によっのは、のる場のは、ののは、ののは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	だ代する場合その 引に比し短時間の 計合は、法第14条 た、それぞれの従 た、 で計算して得た 選挙が重複する。 計算である いであるである の選挙について	票理選立人開立人投所投管者挙会票会票の票	
消防団員	(略)	(略)	(略)	立会人	
(略)				期前票の票会	
				そ の 他	予算に定められた額

消防団員	(略)	(略)	(略)
(略)			

### 中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

(この条例の目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項による一般職に属する職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

改正後

(給料表)

第4条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 任命権者は、全ての職員の職を第2項に規定する分類の基準に従い第1項に規定する級のいずれかに格付し、前項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。
- 5 臨時職員の給与については、規則で定める。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項による一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

改正前

(給料表)

第4条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 任命権者は、<u>すべての</u>職員の職を第2項に規定する分類の基準に 従い第1項に規定する級のいずれかに格付し<u>前項</u>の給料表により職 員に給料を支給しなければならない。
- 5 <u>嘱託職員、非常勤職員及び</u>臨時職員の給与<u>及び報酬</u>については、 規則で定める。

#### 中間市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

改正後

2 · 3 (略)

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ<u>、必要な</u>等級の給料表を設けるものとする。

- 2 (略)
- 3 前2項に<u>規定する</u>給料表については、中間市一般職職員の給与に 関する条例(昭和26年中間市条例第3号)第4条中一般行政職に関 する規定を準用する。

(条例の準用)

第4条 次条に規定する手当以外の手当、職員の昇給、給与の減額、休職者の給与、育児休業の許可を受けた職員の給与その他この条例に定めのあるもののほか、必要な事項は、中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中間市条例第5号)の例による。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

改正前

2 · 3 (略)

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ<u>必要な</u>等級の給料 表を設けるものとする。

- 2 (略)
- 3 前2項に<u>かかげる</u>給料表については、中間市一般職職員の給与に 関する条例(昭和26年中間市条例第3号)第4条中一般行政職に関 する規定を準用する。

(条例の準用)

第4条 次条に規定する手当以外の手当、職員の昇給、給与の減額、休職者の給与、育児休業の許可を受けた職員の給与その他この条例に定めのあるもののほか、必要な事項は中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市職員の給与等に関する規則(昭和34年中間市規則第13号)並びに中間市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中間市条例第5号)を準用する。

(会計年度任用職員の給与)

- 第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、企業職員であって法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるもの(以下「会計年度任用職員」という。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。
- 2 会計年度任用職員の給与の種類、給与の減額、休職者の給与、育児休業の許可を受けた職員の給与その他この条例に定めのあるもののほか必要な事項は、中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中間市条例第 号)及び中間市職員の育児休業等に関する条例の例による。

(再任用職員についての適用除外)

第7条 第5条の規定は、<u>法</u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 (非常勤職員の給与)

第6条 企業職員で非常勤職員については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第7条 第5条の規定は、<u>地方公務員法</u>第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。